

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

連鎖販売取引管理法草案の紹介

前書き

連鎖販売取引は低コスト、高収益な販売形態の一つであり、我が国では販売形態として、多くの参加者を引き寄せ、流行している商取引の一つである。但し、このような販売形態は悪徳業者が違法に利益を得る方法として使用され、詐欺など不正な手段で参加者を引き寄せて、暴利を得ており、重大な社会問題となっている。そのため、健全な連鎖販売管理法を制定し、管理及び監督機制を強化することは、現在において重要な立法課題となっている。そのため、国会合意の下、2013年4月8日「連鎖販売管理法草案」(以下に「本草案」という)が初審を通過した。

名詞定義

「連鎖販売取引」とは、連鎖販売業者は販売斡旋者を応募することによって、ネットワークを作り、商品及びサービスの販売を行い、事業版図の拡大を目指している。公正取引法第8条に基づき、「参加者は一定の代価を支払うものとする」によって、商品の促進、販売及び第三者の加入について斡旋する権利を取得し、連鎖販売取引の利益を得ることは、連鎖販売取引に該当するものである。現行の実務において、参加者が一定の代価を支払わないで依然として連鎖販売取引を行っていることは、法律の錯誤となっている。そのため、本草案第3条において「一定の代価を支払う」要件を削除した。

「連鎖販売業者」とは：

連鎖販売取引事業を営営することを目的として、連鎖販売取引を行う会社、商号、団体或は個人を指す。本草案第4条において、外国連鎖販売業者が我が国にて連鎖販売取引企画を導入しようとする場合、連鎖販売業者とみなす規定を追加する。

「参加者」¹とは：

(1) 参加者とは、連鎖販売取引事業に加入し、商品又はサービスの促進、販売、

¹公正取引法第8条に定めた「参加者」は、本草案でいう「販売斡旋者」と同じものである。草案は未成立であるため、現行の有効法律における用語の「参加者」に準ずるものとする。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

及び第三者の加入を斡旋することにより、コミッション、奨金或はその他経済利益を獲得する者を指す。

- (2) 参加者とみなす規定は、公正取引法第 8 条に基づき、連鎖販売業者と約定して「一定代価の支払」を行った後、連鎖販売取引を行う権利を取得する場合、参加者とみなされる。但し、実務上、多数業者は販売斡旋者に一定代価の支払を要求していないものの、実際に参加者に連鎖販売取引に従事させることは法律の錯誤となっていた。従って、本草案第 5 条において、かかる要件を「一定の条件を満たした後、連鎖販売取引に従事する者は参加者とみなす」へと修正した。

連鎖販売取引への規範

1. 事前の届出義務

連鎖販売事業者は下記三つの事項に該当する場合、主管機関（即ち、公正取引委員会）に届出なければならない。

- (1) 連鎖販売行為の実施を開始するとき
- (2) 届出資料に変更がある時
- (3) 連鎖販売行為を停止する前

本草案第 6 条から第 9 条までに定めた「届出」とは、該当事業は既に主管機関の監督の管理下に入ることを示し、該当事業の連鎖販売行為が適法であることを意味しない。仮に業者が違法の連鎖販売行為に従事する場合、本法罰則は尚も適用するものとする。また、法律に違反して届出を提出しなかった場合、本草案第 34 条に基づき新台幣ドル一百万元以下の罰金及び罰則を科す。

2. 誠実告知義務

参加者が連鎖販売事業に参加する際、正確な情報による慎重な判断が必要とされるため、業者は参加者への誠実告知義務を負うものとする。隠蔽、虚偽不実或は誤認させるような表示をしてはならないほか、「参加すれば誰でも簡単に儲かる」という間違えた観念をアピールしてはならない。

本草案第 10 条から第 12 条までにおいて、業者は明確に参加者の募集を告知しなければならず、従業員の募集或は他の名義、方法で募集をしてはならないことを追加した。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 財務諸表の監査、認証

連鎖販売事業の財務状況の透明化を図るため、現行法律に基づき資本額が会社法第 20 条第 2 項に定めた金額²、或いは前年度連鎖販売取引の売上高が新台幣ドル一億元以上に達した場合、かかる連鎖販売事業の財務諸表は公認会計士の監査、認証を受けなければならない。

実務上、多くの業者が売上高は一億元に達しないものの、相当な規模を有しており、本法律規範を受ける必要がある。そのため、本草案第 17 条において、業者の売上高について「主管機関が定めた金額に達した場合」に文言が変更され、公認会計士の監査、認証を受けなければならない。また、参加者が何時でも所属事業の財務諸表を査閲することができる。

4. 収入源制限

「ねずみ講」或は「違法勧誘」等不健全な現象を断絶し、後に参加する者が十分な数の参加者を勧誘できないことによって、経済的不利益を負うことを避けるため、本草案第 18 条において、参加者が他人の加入を斡旋することによってコミッションを取得することを主な収入源とすることを禁止する。

草案 29 条において、かかる罰則を加重し、違反者を七年以下の有期懲役とし、且つ新台幣ドル一億元の罰金を併科することができるほか、主管機関はかかる事業に対して解散、廃業、又は六ヶ月以下の営業停止を命じることができることとした。

5. 行為の制限

連鎖販売事業が暴利を貪り、参加者に対して高額な費用の請求或いは大量の商品の購入等の不当な要求を防止するため、草案第 19 条において、連鎖販売事業の下記の行為を禁止する：

- (1) 様々な名目を作成し、参加者に対して明らかにコストに比べて不相当に高額な費用を要求する。
- (2) 参加者に対して明らかに不当な保証金、違約金又はその他費用を要求する。
- (3) 参加者に対して明らかに一般人が短期間にて売切れない数量の商品

² 会社法第 20 条第 2 項に定めた金額は資本金が新台幣ドル三千万元である。經濟部 80 年經商字第 215396 号書簡を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の購入を要求する。

- (4) 連鎖販売組織又は計画に反する方式を以って、特定者を優遇する。
- (5) 参加者に商品、サービスの購入或いはその他連鎖販売事業組織の商品販売斡旋権などを不当に促す。
- (6) その他は明らかに不公平な要求をする。

6. 参加者の資格制限

参加者は連鎖販売事業の従業員ではなく、本質上は自身の事業を営む独立実業家であり、連鎖販売行為により利益を得ているものの、経営リスクを負うものとする。そのため、草案第 16 条において、連鎖販売事業の業者は、被保佐人（保佐人の同意があっても参加できない者）を参加者として募集してはならない。また、制限行為能力者を募集する場合、かかる法定代理人の事前書面同意を得なければならない。違反者は新台湾ドル二百萬元以下の罰金を科すことができるほか、連続して新台湾ドル四百萬元の罰金を科すことができる。

7. 参加契約の内容制限

連鎖販売事業は参加希望者と「参加契約」を締結しなければならない。参加者の権利利益を保護し、並びに双方の権利義務を明確化するため、本草案第 14、15 条において、該当「参加契約」は書面方式で締結し、並びに契約の正本を交付するものとする。かかる契約は下記事項を記載するものとする：

- (1) 業者の法律に基づく告知事項
- (2) 参加者の契約を解除或は終止する場合、返品、買取等に関する処理方法。
- (3) 参加者が業者が定めた規定又は法律規定を違反し、或は参加者の責任に帰属できる事由がある場合、業者は参加者に対して損害賠償或は違約金を請求することができる。

8. 契約解除権或は終止権の行使

(1) 猶予期間

参加者は軽率、未経験、経済的な弱者等の事由によって連鎖販売業者に参加後、自分に適していないと自覚したとしても、すぐには脱退できないなどのケースを防止するため、法律は参加者に対して一

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

定時間以内において気が変わる或は事業を脱退するチャンスを与える。かかる猶予期間の計算は公正取引法第 23 条の 1 に基づき、契約締結日から起算して「十四日以内」とする。但し、参加者は実際には連鎖販売行為を行った後、初めて自分に適するかどうかを確認できるため、本草案第 20 条において猶予期間を「三十日以内」に延長修正した。

(2) 契約解除権或は終止権

参加者が連鎖販売事業組織から脱退する際、公正取引法第 23 条之 1 規定に基づき、参加者は書面にて業者に「解除契約」を通知すること。但し、立法者は参加人の連鎖販売の情况及び購入商品の在庫数を考慮し、本草案第 20 条において、参加人に「契約解除或いは契約終止」の権利を授ける。例えば、参加者が商品を購入した後一定数量を販売し、契約終止の主張を選択した場合、残った商品の返品且つ既に販売した商品の売上げの保留が認められる。

9. 参加者の返品、費用の返還

(1) 参加後三十日以内の脱退

参加者は参加後三十日以内にて、契約解除権或は終止権を行使する場合、参加者の経済的損失を極力減らすため本草案第 20 条において、連鎖販売業者は参加者からの返品を受け入れ、並びに参加者の商品購入価格を以って、全額で買取するものとする。

(2) 参加後三十日過ぎでからの脱退

参加後既に三十日が過ぎていて、参加者は連鎖販売事業を脱退する意図があるにも係わらず、連鎖販売業者に妨害され、脱退が困難な状況を防止するため、本草案第 21 条において、参加者は猶予期間が過ぎても、随時書面にて契約の終止ができ、並びに商品受領日から計算して半年未満の所持商品を返品することができる。また、連鎖販売業者は購入価格の 90% の価格でかかる商品を買取らなければならない。立法者が連鎖販売業者の返品コスト負担を軽減するため、参加後半年を過ぎた場合、同条規定に基づき、参加者は返品及び費用の返還を要求してはならない。

(3) 参加者権利行使阻止してはならない

実務上、連鎖販売業者は不当な方法で参加者の権利行使を阻止し、コミッション、奨金或はその他経済利益を差押えて、参加者の權益に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

損害を与えることを防止するため、本草案第 23 条において、このような行為は禁止する規定を明記している。

10. 違約金或は損害賠償責任

参加者が契約解除権或は終止権を行使した後、連鎖販売事業が一方的に定めた不合理な条件の制限を受けることを防止するため、本草案第 22 条において、連鎖販売事業は参加者に違約金或は損害賠償を請求してはならない規定を定めた。

但し、連鎖販売商品が第三者より提供されたとき、(例えば、参加者は連鎖販売業者に対し、ある製造者が生産した商品を注文後、かかる参加者が契約を解除或は終止することにより、連鎖販売業者は該当商品を消化できず、製造者への返品に伴う違約金或は損害賠償を負担する必要がある場合。)立法者が連鎖販売業者の負担を軽減するため、業者は参加者に違約金或は損害賠償を請求することができる。

結論

現行法では、連鎖販売は公正取引法の管理範囲に該当する。但し、公正取引法は不正競争を規範で制限する規定であり、管制性の法律とは異なるため、立法者は連鎖販売取引に関する法律を別段で立法するものとする。草案第 38 条において、本法律の施行日から公正取引法における連鎖販売取引関係規定は今後において適用しないものとする。

連鎖販売取引事業は人が基礎となる販売形態であって、「販売斡旋者、事業主、消費者」の三者の関係が親密に連鎖しており、並びに独自の報酬分配制度を採用しているため、一般的企業と大きく異なる。

但し、かかる販売形態は少数の悪徳業者の不正行為によって、輿論に非難され、その発展を阻む原因になっている。そのため、本法案が審議を通過し、販売斡旋者及び消費者の権益保護、並びに連鎖販売取引産業がの永続的な発展につながることを期待する。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。